

令和５年度における温室効果ガス等の排出の削減に
配慮した契約の締結実績の概要

令和　６年　５月１６日
国立大学法人秋田大学

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成１９年法律第５６号。以下「環境配慮契約法」という。）第８条第１項の規定に基づき、令和５年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめたので、公表する。

１．令和５年度の経緯

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（平成３１年２月８日閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、可能なものから温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）の締結に努めた。

２．環境配慮契約の締結状況

基本方針で環境配慮契約の具体的な方法が定められている①電気の供給、②自動車の購入及び賃貸借、③船舶の調達、④建築物の建築又は大規模な改修に係る設計業務、建築物の維持管理、⑤産業廃棄物処理業務について、環境配慮契約に該当する契約はなかった。

３．その他の環境配慮契約に係る事項

- ① 建築物の建築又は大規模な改修に係る設計業務については、積極的に環境配慮型プロポーザル方式を実施するため、案件ごとに担当部門で検討している。